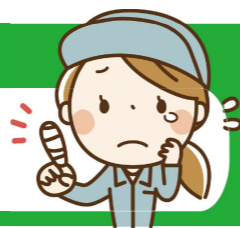


7

けがの補償のこと

もし仕事中にけがをしたら、
補償してもらえるの？



仕事が原因のけがには、労災保険が適用され、自分で治療費を負担する
必要はありません。

8

損害賠償のこと

仕事中に会社やお店の物を壊したらどうなるの？

労働者に過失がある場合は、損害金を求められる可能性があります、
一方的に損害金額を賃金から差し引くことは禁止されています。

9

相談窓口のこと

困ったときは、どこに相談すればいいの？

自分の働き方がおかしいと感じたり、職場のパワハラやセクハラなどで困った
ときは、ひとりで悩まず、相談しましょう。会社に労働組合があれば、その窓口
にも相談してみてください。

ワーク・ライフ・バランス
(WLB) って
知っていますか？

WLBとは、仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、
その一方で子育てや介護、家庭や地域での生活、自己啓発などといった、
個々の私生活も充実させるという考え方。「仕事」と「生活」の「調和」を図
ることは、豊かで充実した人生を送るための必須条件です。
ぜひ皆さんも考えてみましょう。

【働く人のための
県内の主な相談窓口】

兵庫労働局 総合労働相談コーナー

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー 15階
兵庫労働局雇用環境・均等部指導課内
TEL：078-367-0850 相談時間：平日 9:00～17:00

兵庫労使相談センター

神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター1階
TEL：0120-81-4164 相談時間：平日・土曜 10:00～18:00

【もっと詳しく知りたい人は・・・】

確かめよう労働条件 (厚生労働省)

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



最低賃金特設サイト (厚生労働省)

<https://pc.saiteichingin.info/>



これから社会人となる皆さんへ

知っておこう！

働くときの ルールのこと

働く時間は
あらかじめ
決まっているの？
年次有給休暇は
自由にとれるの？

最低賃金って
いくらなの？
残業したら割増で
もらえるの？



働くことは、これからの皆さんにとって
大変身近なこと。
そのためには、必ず知っておいてほしい
ことがあります。
就職するときやアルバイトするとき、あ
らかじめ、ぜひこの冊子を読んでください。

令和3年

兵庫県

1

労働契約・就業規則のこと

労働契約って何のこと？ 就業規則って知らなきゃだめ？

- (1) 労働契約とは、労働者(正社員、アルバイトなど働き方を問わず)と会社との間で、働く時の条件について、お互いの合意の上で交わす約束のことです。
- (2) 会社は、雇用期間、賃金、勤務場所、業務内容、労働時間、休憩時間、休日など、重要な労働条件については、労働者に書面(労働条件通知書や労働契約書のこと)で交付しなければなりません。
- (3) 常時 10 人以上の労働者のいる会社は、賃金や労働時間などに **働く前に書面で確認!** について定めた就業規則を作成しなければなりません。

➡ 皆さんも、自分の働く条件は、自分でしっかり確認する必要があります。

2

賃金のこと

賃金の支給ルールってあるの？

- (1) 都道府県ごとに、賃金の最低額(最低賃金)が保障されています。
兵庫県の**最低賃金**は、時間額**928円**です。
(最低賃金は毎年秋に改定されます。) **アルバイトも同じです。**
- (2) このほか、特定の産業について、必要と認められる場合に設定される特定最低賃金もあります。(兵庫県では現在9業種の特定最低賃金があります。)

【賃金の支払われ方(賃金支払いの5原則)】

会社は、①労働者本人に、②現金で(本人の同意があれば銀行振込も可)、③全額を(税金、社会保険料等の控除は可)、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて、支払わなければなりません。

3

労働時間・休憩時間のこと

働く時間はあらかじめ決まっているの？ 残業したら割増でもらえるの？休憩時間はきちんと取れるの？

- (1) 1日の労働時間は **8時間**以内、1週間の労働時間は **40時間**以内とされています(休憩時間除く)。

働き方改革関連法が成立し、時間外労働の上限規制が、罰則付きで導入されることになりました。

(大企業は 2019 年 4 月～、中小企業は 2020 年 4 月～) (適用猶予・除外の事業・業務あり)

【原則】月 45 時間、年間 360 時間

- 臨時の特別な事情がある場合
 - ・年間 720 時間以内
 - ・2～6 か月平均いずれも 80 時間以内(休日労働含む)
 - ・月 100 時間未満(休日労働含む)

※月 45 時間を超えることができるのは、年間 6 か月まで



- (2) 法律で決められた労働時間を超えて働くことを命じられたとき(残業や休日出勤)は、割増賃金もあわせて支払われます。

- ・時間外労働 → 25% 以上
(月 60 時間超 50% (中小企業は 2023 年 4 月 1 日から適用))
- ・休日労働 → 35% 以上
- ・深夜労働(22 時～5 時) → 25% 以上

例えば、
時間外に深夜労働をした場合、
25% 以上 + 25% 以上 = 50%
以上の割増賃金が支払われます。

- (3) 会社は、労働時間が 6 時間を超えるときは 45 分以上、8 時間を超えるときは 1 時間以上の休憩時間を、労働時間の途中に与えなければなりません。

4

休日・年次有給休暇のこと

休日はきちんともらえるの？ 年次有給休暇は自由に取れるの？

- (1) 会社は、毎週少なくとも 1 回、または 4 週間を通じて 4 日以上の日を労働者に与えることが義務づけられています。
- (2) 年次有給休暇は、勤務時間等に応じて取得できます。例えば、週 30 時間以上または週 5 日以上の場合、① 6 か月以上継続して勤務し、② 労働日の 8 割以上出勤すれば、10 日(以降 1 年ごとに取れる日数は増える)取得できます。
- (3) 年次有給休暇は、理由を問われることなく、希望した日に休暇を取ることができますが、仕事に支障をきたすとして日の変更を求められることはあります。



5

退職や解雇のこと

仕事はいつでも辞められるの？ 無理矢理に辞めさせられることはあるの？

- (1) 原則として、労働者には退職の自由があります。
- (2) 契約期間が定められていないときは、少なくとも 2 週間前までに退職の申し出をすれば、いつでも辞めることができます。(会社の就業規則や雇用契約書に退職手続きが定められている場合は、それに従って退職の申し出をする必要があります。)
- (3) 例えば、学生アルバイトのように契約期間が決まっている場合、期間満了前に退職することは、「契約違反」となりますが、やむを得ない理由があれば、退職することができます。
- (4) 解雇については、社会の常識にかなう合理的な理由がなければ無効です。

6

社会保険のこと

労災保険や雇用保険などの社会保険って大事ななの？

社会保険は皆さんの生活を守るための大切な制度です。事前に確認するなどして、きちんと知っておきましょう。

労災保険	仕事や通勤中のけが、病気などに対し給付される。保険料は全額会社負担。(アルバイトも対象)
雇用保険	失業した場合に給付される。保険料は労働者・会社の双方が一定割合で負担。(昼間の学校に通う学生アルバイトは原則加入不可)
健康保険	労働者やその家族が、必要な場合に医療給付や手当金が支給される。保険料は労働者・会社が半額ずつ負担。(労働時間や勤務日数等の条件によりアルバイトも対象となる場合あり)
厚生年金保険	労働者が高齢になったり、けがや病気で身体に障害が残ったり、遺族が生活に困る場合に備えた保険。保険料は労働者・会社が半額ずつ負担。(労働時間や勤務日数等の条件によりアルバイトも対象となる場合あり)